

農林水産省知的財産戦略2030（案）に関するご意見に対する考え方

- 合計47の個人又は団体からご意見をいただきました。
 ○ いただいたご意見とご意見に対する考え方は以下のとおりです。

整理番号	該当箇所	御意見	御意見に対する考え方
1	全体	農林水産をぶっ潰してきたのは全て政府 根本的にすべて間違っている これっぽっちも認められない 新しい何かが必要なんじゃなく 元々あったものを取り戻すことではか 現状を良い方へ変える方法は無い	経済・社会のグローバル化やデジタル化に対応し、我が国農林水産業・食品産業が高い競争力を発揮していくためには、新たな品種や技術などの知的財産の創出が必要不可欠です。農林水産業・食品産業の競争力を高め、「稼ぎ」の増大につなげていけるよう知的財産の戦略的な保護・活用に向けて取組んでまいります。
2	全体	農林水産省知的財産戦略2030（案）は、「知財戦略」と「知財マネジメント」を軸に、今後5年の農林水産省の具体的な方向がきわめて適切に示されており、この戦略に沿って今後の農業知的財産の保護・活用に関する施策を進めていただきたいと存じます。 特に当協会が長年提案してきた「海外における無断栽培を抑制できるよう、品種登録出願の推進に加え、戦略的なライセンスにより、無断栽培の監視・侵害対応を行う体制を確立し抑制の実効性を高めるとともに、「海外からの稼ぎ」につなげていくこと」、「監視・侵害対応を許諾先に担わせることを目的とした防衛的な海外ライセンス」が明記されたことは高く評価されます。 更に前戦略（2025）に比して、データの持つ知的財産としての価値に注目し、スマート農業技術、フードテックビジネス等の新たな技術への取組に関する言及が充実していることも、時代のニーズを反映しているものと評価してよいのではないかと考えています。 一方で、全体を通じて、行政の縦割りを維持したままの「相談窓口の設置」や「伴走支援」が散見されますが、新たに設置する「農業知財総合支援窓口」との関係性を明確にするるとともに、農林水産省の知的財産担当部局が司令塔となって省全体をマネジメントすることを期待します。 また、農林水産省所管の狭義の農業知財である植物新品種、家畜遺伝資源、地理的表示（G I）について重点的に書かれていることは理解できますが、特許、商標、営業秘密等に関する記載が少なく、農林水産・食品分野の現場においても重要な著作権についての記載がありません。今後は、当該分野の知財を広くカバーすることを検討する必要があるのではないかと考えます。 その上で、表記について統一した方がいいと思われる点について以下のとおり意見を提出します。 （P7）「フォーラム」は、戦略の他の箇所でも用いられていることから、フルネームで「東アジア植物新品種保護フォーラム」とするのが適切ではないか。 （P19）「コンサル専門人材」は、統一的に「専門人材」と表記するのが適切ではないか。 （P19）「実践的講習」は、実際に使用している「実践セミナー」と表記するのが適切ではないか。 （P24）「知財マネジメントの優良事例」は、目次及び他の箇所に合わせて「知的財産マネジメントの優良事例」と表記するのが適切ではないか。	ご意見を参考にさせていただき、農林水産業・食品産業の競争力を高め、「稼ぎ」の増大につなげていけるよう知的財産の戦略的な保護・活用に向けて取組んでまいります。 また、ご意見を踏まえて、P7を「東アジア植物新品種保護フォーラム」、P19を「専門人材」、P19を「実践セミナー」、P24を「知的財産マネジメントの優良事例」に修正いたします。
3	全体	現状の生成AIでは情報流出の可能性が高く、虚偽の結果を出力するなどの問題もあります。このことから、生成AIはデータの管理や分析などには向かないと考えています。 まず、あらゆる分野において、研究者の待遇・育成が良くないと考えています。資料には公的研究にも触れられていますが、補助金を出すなどしてより専門性の高い人材を育成し、海外展開などの販売に関するだけでなく、環境変化の影響などに柔軟に対応すべきです。 ブランドを確立しても、自然の急変や脅威に対応できなければ継続することは難しく、農林水産物とその作り手を守る動きが国には必要だと考えています。	ご意見として承ります。
		1. 「農林水産省知的財産戦略2030案」全体について （1）農林水産省知的財産戦略について 日本の食料の安全な確保と世界への食料供給を行える、持続して国際競争力のある農林水産業を目指すには、知的財産の戦略的活用が重要である。近年、ブランド化した米、果物などが店頭に並ぶようになり、国内においても、農産品の差別化が行われつつある。差別化の源泉である品種は、育成者権やF1で保全され、栽培も許諾制になるなど、厳しく管理されるものも見られるようになった。知財戦略をP D C Aサイクルで実践する組織と人材をつくり、体制を整備するために、各種施策が実施され、効力が期待されている。農林水産省知的財産戦略2030案においては、さらに、AIなどの新しい種類の技術の知財管理手法も検討しつつ、知財を活用して秩序ある競争力を備えた農林水産業を構築するために、具体的で意欲的な方策を提案しており、歓迎する。	ご意見を参考にさせていただき、農林水産業・食品産業の競争力を高め、「稼ぎ」の増大につなげていけるよう知的財産の戦略的な保護・活用に向けて取組んでまいります。

整理番号	該当箇所	御意見	御意見に対する考え方
4	全体	<p>(2) 水産業、林業に対する言及について</p> <p>植物新品種や家畜遺伝資源、スマート農業、フードテック、地域ブランドの保護などを中心に、農業および食品分野に特化した知的財産戦略を広範に検討している一方で、水産業に特化した記述はごくわずかであり、例えばデータ連携の文脈などで水産業が言及される程度にとどまっている。しかし、日本は、すし文化をはじめとする世界に誇る水産物ベースの食文化を有している。</p> <p>水産業・林業についても知的財産による保護と活用の余地が大きい分野であり、例えば、以下のような観点から知財戦略を強化すべきと史料する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水産資源の品種改良や育種技術（例：温暖化や養殖に適した魚種の開発）は、農作物の新品種と同様に特許権等による保護を検討する必要がある。 ・養殖・加工・流通技術の特許化（例：自動給餌、ストレス低減装置、高鮮度維持パッケージ技術）も、競争力の源泉となりうる。 ・本「農林水産省知的財産戦略2030案」においても言及されており、ブランド化された水産品（例：関サバ等）の模倣品対策や地理的表示（GI）の取得も重要である。 ・水産業のサプライチェーンは非常に広範であり、「養殖 → 鮮度保持・物流 → 加工・販売」に至るまで、技術を“パッケージ”として統合的に権利化する戦略が有効である。これにより、国内外への模倣防止とともに、ライセンスによるビジネス展開や投資の呼び込みにも資することになる。 ・林業においても、新たな産業の創出につながる特許技術（例：食品への転換やエネルギー分野への展開が期待されるエタノール等の生成技術）なども検討されている。 <p>今後は、「農業・畜産」分野に加え、「水産業」、「林業」にも焦点をあてた知的財産戦略を示していただきたい。また、育成者権やGIだけでなく、長年培われ、特許、意匠といった産業を支えてきた産業財産権制度の積極的な活用についても知的財産戦略を示していただきたい。</p> <p>(3) 営業秘密について</p> <p>営業秘密に関する言及が3か所あり（P11,21,26）、それぞれの記載内容自体には賛同する。一方、データ等を営業秘密として保護するためには、当該データ等の秘密管理など所定の対応が必要であるところ、実際の現場では営業秘密に関する知識が十分でないことも予想されるため、営業秘密に関する啓発活動がより一層なされることを期待する。</p> <p>2. 「II 農林水産・食品分野における知的財産の創出・保護・活用の推進」について</p> <p>(1) 全体について</p> <p>「戦略的な許諾料の設定」に関する記載がある。日本の種苗会社の会社規模は大きくないことを鑑みると、海外への許諾・管理などを実現するためにも「知的財産サイクル」の推進、財源の確保は不可欠である。海外で成立している例や、実行性と継続性を感じさせる方策について検討いただき、実現していただきたい。</p> <p>(2) 「1. 植物新品種」について</p> <p>第2段落の「育成者権、商標権等の知的財産権」を「育成者権、商標権、特許権等の知的財産権」に変更することが適切と史料する。</p> <p>スマート農業などの生産技術や加工技術、海外輸出に必要な輸送技術などは、農林水産分野特有の課題解決に、我が国において長年培われた工業的な生産管理・品質管理の観点を取り入れたものであり、農林水産分野の事業を刷新し、支えていると考える。このような技術力に対する知的財産制度の中心的役割を担っているのは、特許権である。また、「輸出」は特許発明の実施行為として特許法2条3項1号に規定されているため、不正な持ち出し（すなわち、不正な「輸出」）を特許権侵害として抑えることができるためである。</p> <p>また、その他の知的財産、例えば特許、意匠、不正競争防止法なども組み合わせた知財ミックスの観点も今後検討していただきたい。</p> <p>(3) 「2. 家畜遺伝資源」の「(2) 和牛のブランドの確立・保護に向けた取組」について</p>	

整理番号	該当箇所	御意見	御意見に対する考え方
		<p>商標登録はその指定商品との関係を意識することが重要であり、適切に保護されることを期待する。</p> <p>海外では巧妙な逃げ方も多くされるため、広く保護を求めておくことが望ましい場合もあると考える。</p> <p>(4) 「3. スマート農業技術・フードテック等の新たな技術」について スマート農業の重要性を指摘している点を支持する。今後、「知財マネジメントの優良事例」へのスマート農業に関する適切な事例を掲載していただきたい。</p> <p>(5) 「3. スマート農業技術・フードテック等の新たな技術」の「(2) データの活用の促進による収益力の向上及び流出防止」について 「農業特化型生成AIの開発及び社会実装に向けた取組を推進する」については、入力された情報が生成AIの学習に利用されること等による情報流出のリスクに注意した上で推進していただきたい。</p> <p>(6) 「4. 地域・日本ブランド」の「(2) 流出・模倣品対策の加速」について 種苗法の登録品種名称については、その名称は後々、一般名称化する。したがって、その品種のブランド化を進めるのであれば、品種名称とは別の識別性を有する名称を商標として採択する必要がある。「3. 知財マネジメントの優良事例」において「とちあいか」の事例を紹介し、登録品種名と商標を使い分け、ブランド保護を図ることが示されていることを歓迎する。名称採択については、品種名称と商標登録について双方の知見が必要となるため、双方の知見を備えた人材の育成を期待する。</p> <p>(7) 「4. 地域・日本ブランド」の「(5) 日本産品の統一マーク等の策定・普及」について 政府や業界団体が統一マークを作成し、品質保証を示すような施策は望ましいと考える。ただし、商標登録はその指定商品・役務との関係を意識することが重要であり、適切に保護されることを期待する。</p> <p>また、このような品質保証のためのマークは、海外の商標制度においては、証明商標制度によって保護される国も多数有る。さらに、国によっては登録の事実だけでなく使用の事実によって商標の保護の範囲が変わることや、使用の事実がなければ商標権の維持ができない制度の国などもある。これらの品質保証マークはどちらかといえば証明商標や団体商標の要素が強い。そのため、各国の保護制度に照らして適切な商標権の取得を行っていかねば各国での使用が認められず、結果的に保護を十分図ることができない可能性もある。したがって、適切で効果的な保護を図るため、使用態様に照らした各国における保護制度の情報収集に努めることが望ましいと考える。</p> <p>(8) 「5. 国際標準化」について 日本の農林水産物・食品の輸出拡大には流通技術は重要であり、農業知財を理解し、尊重する流通業者の協力は、優良品種の海外流出の抑止の面からも必要と考える。国際標準化においても、流通技術、流通時の管理も視野に入れ、国際標準戦略の策定、国際標準化活動に係る国内ネットワーク構築、国際標準化活動に対応可能な人材の育成に取り組んでいただきたい。</p> <p>3. 「III 農林水産業・食品産業における知的財産マネジメントの強化」について</p> <p>(1) 全体について 知的財産マネジメントの強化、人材育成の推進に賛同する。</p> <p>(2) 「1. 農林水産業・食品産業」の「(1) 農業知的財産を担う人材育成」について 農業高校などで農業について学び始める早い段階から、「知的財産」という視点を持つ、基礎的な講義を行うことが重要であり、方針に賛同する。実施にあたり、実践的なワークショップなどを通じて、「知財を活用した儲かる農業」という具体的なイメージを学生に持たせることができれば、将来的に就農を進路の一つとして選択する若者の増加も期待できると思料する。</p> <p>(3) 「3. 知的財産マネジメントの優良事例」について 説得力のある内容であり、優良事例が示されていることは歓迎する。今後も、事例の追加をお願いしたい。</p>	

整理番号	該当箇所	御意見	御意見に対する考え方
5		<p>我が国農林水産業・食品産業は、優良な品種や家畜遺伝資源、高い技術やノウハウ、特有の食文化などの「知的財産」によって、他に類を見ない強みを有している。」</p> <p>本気でそう考えるならば、種子法を復活し、種子法のもと税金で開発された国民の財産である種子を外資を含む民間企業に無償で提供せよと改悪された種苗法を改定し日本の種子を守るべきである。</p> <p>食用米より多い補助金を与えて輸入米の生産を奨励するより、私たちが食べる食用米に補助金を多く出し持続可能な農業にし、主食であるコメを私たちが安く買えるようにしなければならない。</p> <p>二度と国民を飢えさせないために種子法を作ったことを思い出していただきたい。</p> <p>食料安全保障はエネルギーや軍事より上位の安全保障である。</p>	<p>国内の食料安定供給に向けては、多収化、省力化、スマート農業技術への対応等に資する品種の開発による生産性の向上や、気候変動等に起因する作物の高温障害や病害虫による品質や収量の低下の課題に対応した品種開発を進めることが重要です。我が国優良品種の保護・管理の徹底に加え、優良品種を活用した産地化・ブランド化を推進し、さらには新たな優良品種の開発につなげる「知財サイクル」を確立することで、農業者の所得向上を実現し、国内農業基盤の強化と食料安全保障に資すると考えています。</p>
6	II.1	<p>「知的財産戦略2030（案）」について、戦略的かつ実践的な方向性を示されたことに敬意を表します。特に、植物新品種や家畜遺伝資源の海外流出・無断利用に対して、適切な保護措置と国際展開を推進しようとする姿勢は、長年の課題に対して実効性のある対応を図ろうとする点で高く評価します。</p> <p>一方で、知的財産権の強化により新品種や技術の利用に対してロイヤルティや利用制限が広がると、結果として農家の経済的負担が増し、ひいては農産物価格の上昇につながることを懸念しております。</p> <p>つきましては、以下のような代替的・補完的な案を記載させていただきます。ご検討ください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 公共品種・オープンアクセス品種の維持・開発の強化 <ul style="list-style-type: none"> 知財で保護されない公共品種の育成を継続し、誰でも無償または低価格で利用できる選択肢を確保することで、価格の上昇を抑制する市場のバランス維持に寄与すると考えます。 知財使用料の一部を公共に還元する仕組みの創設 <ul style="list-style-type: none"> 新品種利用で得た収益の一部を、農業振興や価格安定支援に還元する基金制度の創設を提案します。 利用者や消費者への説明責任の強化 <ul style="list-style-type: none"> 知的財産によって農産物価格がどのように構成されているかについて、丁寧な情報提供を行うことで、消費者の納得と制度への理解が進むと考えます。 	<ol style="list-style-type: none"> 1, 2. 我が国農業競争力の源泉となる優良な品種の多くは、国内生産者のために公的研究機関が育成したものであり、昨今の品種の海外流出を鑑みれば、知的財産として保護していく必要があると考えます。他方、国内での品種の利用については、営農に支障がない水準に許諾料を設定するなど、国内農業振興に資する形で普及を図ることが重要です。また、令和6年に改正された食料・農業・農村基本法に基づき、農業者の所得向上を実現し、国内農業基盤の強化と地域経済の活性化に貢献するため、「知的財産サイクル」の確立に向けた優良品種の管理・活用のあり方等に関する検討会を実施しており、中間報告のとりまとめを行っているところで 3. いただいたご意見につきまして、消費者の方の理解が進むよう努めて参ります。
7	II.1	<p>外人と書類上の契約をしたところで守らないのでやめていただきたい。守る連中なら苗や種の流出はしていない</p> <p>どうせ大丈夫だとコメントするつもりなのだろうが政府には何年も前科があるので全く信用できない。あなた達が雇い入れた外人が苗や種を流出させた。種や苗の流出を数年間防いでからこのようなことを行って欲しい。はっきり言って現政府は大丈夫と繰り返してミスをして反省をしない無能な窓際社員としか称せないで世界に進出するぐらいなら世界を見ずに機械化で国内のみに食べ物が行き渡るようにして欲しい。</p> <p>本当に世界なんて見られる能力はないので余計なことをしないでください。最近はやることなすこと国の発展どころか妨害にしかかっていない。一部の日本の農業に寄生しているだけの無能な連中に餌を与えるだけなのを自覚して欲しい</p>	<p>種苗の海外流出防止に向けては、令和2年に種苗法を改正し、育成者権者が品種の海外持出を制限できるよう措置するとともに、海外における無断栽培を差し止められるよう品種登録出願を支援しているところです。また、現場からの流出防止のため、営業秘密管理の徹底に向けた意識の底上げを図っているところです。さらに、監視・侵害対応を許諾先に担わせることを目的とした防衛的な海外ライセンスにより、海外における監視機能を高めていきたいと考えております。</p>
8	II.1	<p>品種改良にAIを使って効率化させたいという意図は理解しますが、それは現行の生成AIではなく、育成者や開発者に許諾を得た上で正しい情報を学習させ、品種改良研究にのみ使用用途を限定させるのであれば結構なことだと思います。</p> <p>ただしハルシネーションが起こるのは免れないし、もし現行の生成AIを使えば今よりも海外流出が起こるということは念を押して申し伝えておきます。</p>	<p>研究に当たって留意してまいります。</p>
9	II.1	<p>品種改良の研究を生成AIで行なうという旨が記載されていますが、下記の記事のとおり、Llama-3-ELYZA-JP-8Bをベースにした生成AIであるならば、米国のMeta社に情報が流出してしまうことは確実です。我が国の知的財産を守りたいのであれば、現行の生成AIは使用してはいけません。仮に育成者から許諾を得ていても、必ずどこかで権利侵害は起きます。権利者からの怒りを買うことは必至でしょう。</p> <p>権利者から許諾を得たモデルであり、かつ品種改良研究のみに使用用途(使用する者も含めて)を限定するものでなければ意味がありません。</p> <p>https://www.naro.go.jp/publicity_report/press/laboratory/rcait/166108.html</p>	

整理番号	該当箇所	御意見	御意見に対する考え方
10	II.3	<p>該当者が望まない形で無断で利用するのは良くないと思います。AIによって傾いたらどうするのでしょうか？そもそもAIは完璧なツールではありませんし、誤報をする可能性もあります。</p> <p>命に関わる事態なのでAIの利用は控えた方が良く考えています。今一度方針の転向をしていただけないでしょうか。</p>	<p>新たな食料・農業・農村基本計画においても、生産性の向上や品種開発の迅速化・効率化等に向けたAIの活用について明記しているところであり、その方向に即して、農業における適切なAI活用が図られるよう、取組んでまいります。また、ご懸念いただいている点については、政府においても知的財産推進計画を含め様々なところで議論を重ねているところであり、これらの方向性も踏まえつつ進めてまいります</p>
11	II.3	<p>「（２）データの活用の促進による収益力の向上及び流出防止」において「データ管理については、「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」の遵守を農林水産省の補助事業の採択要件化等するとともに、スマート農機、農業ロボット、ドローン、IoT機器等を導入する場合は、そのシステムサービス（ソフトウェア）の利用契約を、「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」に準拠することを要件化するなど、流出防止に向けた取組を引き続き推進する。」とあるが、現状の生成AIにおいては入力したデータをその内容を問わず学習素材に利用する事が確認されており、また学習されたデータの出力も比較的容易であるため、後述の「農業特化型生成AIの開発及び社会実装に向けた取組を推進する」事によりあらゆるデータが世界中に流出する事に繋がる。</p> <p>農業に限らずその他の業界においても同様のリスクが常に生じるため、生成AIの導入には断固反対します。</p>	<p>なお、本戦略に記載の農業特化型生成AIは、農業分野に特化した知識を学習させ、農業分野の質問に対して適切な回答を返してくれる生成AIです。現在、農林水産省と関係機関が連携しつつ、研究開発・実証を行っているところであり、大規模言語モデルに、インターネット上の公開情報だけでなく、全国の農業機関から収集した生産現場の栽培技術や専門的な研究データ等を用いて追加学習を行っています。本生成AIの研究開発・実証に当たっては、ハルシネーション等のリスクや知的財産の取扱い等に十分に留意し取組を進めているところです。</p> <p>（参考）</p>
12	II.3	<p>11頁『（２）データの活用の促進による収益力の向上及び流出防止』とあるが、情報や知的財産の流出防止をはかるなら、生成AIの活用には慎重になるべきである。</p> <p>現状の生成AIはセキュリティホールになりえるという欠点がいまだに改善されないため、情報流出の危険が常に付きまとうからだ。また、生成AIは他国の技術である点を踏まえても、日本の知的財産が生成AIツールを通じて他国に流れてしまうリスクがある。</p> <p>情報や知的財産を守るためには、なるべくローカルな環境でデータを管理する必要があると考える。</p>	<p>https://www.naro.go.jp/publicity_report/press/laboratory/rcait/166108.html</p>
13	II.3	<p>どうか、生成AIによる管理はしないで頂きたいです。</p> <p>農業に特化した、国内のAI(判別をするAI等、文章や画像を出力する生成AIの事ではありません。)なら良いと思いますが。</p> <p>育て方・栽培方法にもそれぞれの特徴があり、国の農産物、畜産、水産物がブランド化されているので。</p> <p>その過程をChatGPT等の生成AIに対して情報を入れてしまうと、外国に情報を流す事に繋がるので。</p> <p>模造品を作られるリスクが増えます。</p>	
14	II.3	<p>生成系AIは、情報漏洩や研究結果の流出を防ぎたいならそもそも使用しないことが肝要です。ローカル上で完結できないので必ず外部サーバーに流出する仕様です。</p> <p>また、現状の生成AIのデータセットは著作者達の成果物を盗み、二次利用しているものが殆どなので、使用しないようにお願いします。</p> <p>以前シャインマスカットで起こった苗の盗難が今は著作物で行われており、しかも改正種苗法のような保護が行われないうまま3年が経とうとしています。</p> <p>一次産業の従事者も盗みに加担しない仕組み作りをお願いします。</p> <p>例えば文章の生成AIは、語句の前後に並置される確率しか見ておらず、意味やニュアンスを考えずに生成します。人工知能とは名ばかりで、考えるという機能が無い意味では数多のソフトウェアと同じものです。偽情報の生成からは逃れられないので、チェックにあたる人間の工数は削減できないことは踏まえてください。</p>	
15	II.3	<p>（２）データの活用の促進による収益力の向上及び流出防止</p> <p>データの活用に向けては、AIの開発データやアルゴリズム等が知的財産となり得ることを周知しつつ、農業特化型生成AIの開発及び社会実装に向けた取組を推進するほか、WAGRIに搭載されるAPIの充実や利便性の向上等を通じて農業者のデータ活用を促進するとともに、農業関連データの共有や統一化を含めたデータ活用環境を整備する。</p> <p>結論から言って、無駄としか言い様が無いです。</p> <p>生成AIの特性上、虚偽、誤った情報を提示する問題が解決されない以上、使う理由が無い。</p> <p>利便性向上どころか、余計な確認事項の増加を呼び込むだけだと思います。</p> <p>わざわざ、誤った情報を提示する可能性が高い生成AIを持ち込まずとも、文献や論文をデータベースとして活用する方向性に変われば、良いだけの話ではないでしょうか。</p>	

整理番号	該当箇所	御意見	御意見に対する考え方
16	II.3	農業でのAI活用について目的外利用が多発しています。著作権法30条の4が助長していることを理解し不適切な利用を一刻も早く止めてください。	
17	II.3	P11の内容に反対です。『農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン？農業分野のノウハウの保護とデータ利活用促進のために (https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/attach/pdf/keiyaku-1.pdf)』のP7で懸念されているようなことが既にコンテンツ産業で起こっています。それを助長させている著作権法第30条の4を見直すなど、根本的な問題を解決してから取り組んだほうがいいと思います。いくら権利を尊重すると書かれていても、そもそも日本にはAIに対する規制や罰則が足りていない状態で、そのような中で気軽に使うものではないと思います。考え直してください。	
18	II.3	スマート農業の点で時間や試行回数の削減のためにAIを活用するのはいいが、日本でその技術は生み出さなければならない。万が一海外サービスを利用すれば必ず情報は流出する。閉じた中で人工知能を活用するべき。加えてそれに多量に電力を使うのであれば結局かかるコストは変わらなくなってしまうのではないかという不安も感じている。	
19	II.3	農業特化型生成AIの開発とあるが、事前学習済み言語モデルをベースにしたものであるならば学習させたデータの管理については疑問が残る。 現在の生成AIはデータの管理についてかなり不安がある代物なのでそれをベースとした農業特化型生成AIなるものは「データの流出防止」には不適合ではないかと考える。 海外企業製の生成AIをベースに使っているのならばデータが流出した際の被害もかなり大きくなるのではないかと。 どうしても生成AIを使いたいのであれば現在の問題を多く抱えるものではなく自分たちでベースから製作しては如何か。	
20	II.3	農業に生成AIを導入するのはやめてください。 単なる識別などのAIは大丈夫だと思うのですが、生成AIはやめてください。 生成AIは様々な著作物や肖像権などを侵害し、無断使用しているものであり、データの中には児童虐待のものすら含まれており、画像や文章、音声問わずディープフェイクや著作権侵害の温床になっています。 また、情報に関しても生成AIは他者の論文やデータなどを無断使用してごちゃ混ぜにしています。 そのため、情報が不正確なものになるだけでなく、他者の研究結果を無断使用したことになります。 それ故に、生成AIを使用すること自体が他者の成果を無断使用して侵害したことになり、加えて不正確な情報しか出てきません。 これらの理由から、生成AIを導入するのはやめてください。	
21	II.3	現在は生成AIユーザーや商材屋、転売ヤーの様な汚く稼ぐ連中が大勢います こういった連中を一掃しなければ堅実な仕事の魅力は伝わらないのではと考えてます	

整理番号	該当箇所	御意見	御意見に対する考え方
22	II.3	<p>農水省が知的財産保護に注力している点を十分理解した上で、生成AI問題について進言させていただきます。</p> <p>現在における生成AI（特に無断生成AI）は、誕生した時点から、ネット上・書籍上から著作物の無断盗用・剽窃による『データセット汚染』が始まっており、「生成AIの使用＝著作権・知的財産権の侵害」が確定となっています。</p> <p>すなわち「生成AIを利活用する」との宣言は、『他者の著作物・知的財産を無断で奪取する事』と同義なのです。</p> <p>そのような、いわゆる「フリーライド」と言われる行為は、日本国民が生産した種子を横取り生産する中国人や韓国人のそれと同様の手段であり、決して真似などしてはいけない、人として到底許されない、非道で悪辣な、恥ずべき行為に他なりません。</p> <p>「ゲノム情報等ビッグデータを活用する」といったAI技術利用は、一見有用かのように捉えられがちです。</p> <p>しかし、この汚染されたデータセットをほぼ100%扱う事が確定している『スタートアップAI企業、大学、研究機関、一般企業等』と、『省庁・行政機関、特に農水省』との連携協力は絶対に避けるべきです。</p> <p>仮にこれらが採用されてしまった場合、知的財産保護・流出防止を掲げる農水省の大義名分とは真逆のものとなってしまいます。</p> <p>ゲノム情報解析、知的財産保護・流出防止策に関して、生成AI（ビッグデータ利用）技術を活用したいのであれば、前述の一般企業を始めとする民間組織とは連携協力・委託等を一切行わず、なおかつ『汚染されていないデータセット』を、『農水省が自前のデータを基にイチから、否、ゼロから新規に構築する』しか、生成AI利活用においての選択余地はありません。</p> <p>農水省が『世界初の試み』として、『汚染されていないデータセットの構築』を世界に向け、確たる宣言をすべきです。</p> <p>ブレた主張・提言のまま、仮に委託先の企業や研究機関にAI構築を丸投げし、「国・省庁のお墨付き」を与えてしまった場合、どんなにガイドラインで規制したとしても、汚染（著作権侵害）データ使用発覚による訴訟や賠償は免れません。</p> <p>さらに、他国へのデータセット流出ばかりか、日本独自の種子データやゲノムデータ、生産農家の個人情報流出も必ず発生するでしょう。それほどに、生成AIユーザーのモラルや法令順守の精神は破綻しているのです。</p> <p>これでは、農水省の知的財産保護の活動を応援できないばかりか、擁護すらもできず、ただただ『生成AI使用を停止せよ！』『著作権侵害をやめよ！』といったバッシングが起ってしまいます。</p> <p>農水省こそが、他省庁や行政機関・民間のAIテック企業の口車には乗せられず、独自の大義の下、日本とその生産者の財産の保護に尽力すべきなのです。</p> <p>残念な事実ですが、現在、文化庁が強引に押し進める『未管理著作物裁定制度』は、OpenAI等のAIテック企業の息の掛かった人員を政府機関や制度関連のNPO法人へ出向・斡旋、狙い定めた著作物やその権利を占有し、AI企業へと横流しする恐ろしい仕組みであり、行政側もそのキックバックや天下り先を強く望んでいます。</p> <p>これらの意見を目にされた国民の皆様には、ぜひ声を挙げて欲しいのです。</p> <p>あなた方の大好きなあらゆる生産物・生産者（クリエイター・アーティスト・生産農家、他）が、『公金目当ての守銭奴や、天下り先を熱望する元公務員』によって、無断・不法かつ強制的に吸い尽くされ、以降の活動にも支障、最悪ストップさせられてしまうのです。</p> <p>そのような、まるで中世にでもタイムスリップしてしまったかのような、時代錯誤な悪法が許される訳はありません。</p> <p>資金力など、強権を持ったAI企業や、政府側要人のゴリ押しに対処するには、個人個人・別々の力（声）では、どうしても限界があります。</p> <p>もはや、公務員・AI事業従事者以外の「全ての国民」が、「他人の作品・作物の占有・奪取などは絶対に許されない、人として恥ずべき行為だ！」と声を挙げるしかありません。</p> <p>あなたご自身の親兄弟・親類縁者に、公務員（特にAI関連）・AI企業に従事する人が居る場合（箱口令も敷かれているとは考えられますが）、とつとつと根気よく説き伏せ、「このまま妄信的に突き進み、やがて国家を揺るがす大事件へと発展させてしまうつもりですか？」といった、再考を促す説得を、是非ともお願い申し上げます。</p>	

整理番号	該当箇所	御意見	御意見に対する考え方
23	II.3	<p>農林水産について警鐘を鳴らすのは結構ですがその為に生成AIポスターというクリエイターの著作物を無断学習させた出力物を使って抗議等するのは考えていなすぎと感ずます。しっかり訴えを起こすなら然るべき所にお金を払い作成して頂き訴えをされたほうが双方禍根も残らず継続出来ると思います。どうか考慮して頂きますようお願いいたします。</p>	
24	II.3	<p>天候など不確定性の高い農林水産業へのAI導入について理解を示しますが、近年「AI」を指す場合にそれが「生成AI」であることが散見されるため、懸念点として念のための意見を述べます。</p> <p>(主旨)</p> <p>(1)パターン認識系のAIについて 果実の選定などに使われる「パターン認識」系のAIは適切に活用されている認識で、これからも活用がされていくことに期待しています。</p> <p>(2)汎用生成AIについて 「農業特化型生成AI(3.(2) P.11)」の開発にあたっては、ChatGPT(OpenAI社)やCopilot(Microsoft社。補注：Excelなど"Office"サブスクリプション版製品に同梱)など汎用生成AIについては、インターネット上から無許可でアップロードされたデータを含むため知的財産上の懸念があります。</p> <p>また、汎用生成AIをブラウザ上で利用する一般的な利用方法では、オプトアウトの設定解除をしないと、事業のノウハウが流出するリスクがあることを念頭におくべきです。</p> <p>汎用生成AIを利用しない場合も、ノウハウのデータベース化であるAI・ビッグデータの流出リスクへの対策は急務であると考えます。</p> <p>(3)最後に 農林水産業は冒頭に述べたような不確定性の高い分野であるほか、人手不足・ノウハウの継承が進まないなどの懸念を解消するための施策だと理解しています。</p> <p>一方で、「種苗法」がブランド作物の流出への対策であったと認識しており、近年の生成AIの台頭を踏まえると、一消費者として「ノウハウの流出」への懸念をしています。</p> <p>この検討にあたって、(2)で述べたような、知的財産の流出リスクこそ先手を打つ形で規制が入ることを望みます。</p>	
25	II.3	<p>安易に生成AIを利用することによる日本の農業のノウハウの流出を強く懸念します。</p> <p>ノウハウもまた日本にとって重要な知的財産であるため、取り扱うにあたり厳とした管理を行うよう、対策や検討を十分に行ってもらわなければ重大な損失を招くことが容易に考えられます。</p>	
26	II.3	<p>ハルシネーション等、現在AIが起こしている問題から目をそらすのは勘弁してください。</p>	
27	II.3	<p>農業に関わるノウハウや農作物の種そのものを「知的財産」と捉え、尚且つ侵害や模倣、流出リスクに関して言及しているにも関わらず、現状の生成AIを利用を促進するのは、許諾を得ていないデータの盗用剽窃を促す事である。盗まれたくはないが他者他国のデータを盗むような生成AIの利用の促進は他国からの信用を無くし、日本の農業を売り出す上での障害になるので利用促進はやめるべきである。</p> <p>もう一つ、農業は「稼ぎ」や「競争」のみに重きを置く産業ではなく自国民を飢えさせない為の大切な主産業でもある。その為他国では生産力を上げる為の所得補助等による国のバックアップがあるので、まずはその拡充が必要である。</p> <p>また生成AIは電気、水を大量に消費するものであり、何回も出力するのが前提である。何よりデータセンターが現在進行形で増設され、農業をする上で大切な資源を無駄にしている状態、電気代や水道代を上げる要因になってしまっており農業が先細りするのに拍車をかける事態なので、農業に携わる個人団体への補助と資源確保こそ生成AI推進より重要であると考えます。</p> <p>そして今回の資料において生成AIとそれ以外のAIを一色単にしているように感じられるので明確にして欲しい。</p>	

整理番号	該当箇所	御意見	御意見に対する考え方
28	II.3	<p>大変労苦が多くまた、家によって継承される家業の側面も強い農業でより高齢化や人手不足などの大いなる補助になるようお考えのこととお見受けしました。</p> <p>農業特化型のAI（今までの知見からのデータや農機具の動作補助、ブランド種を生み出すためなど幅広い意味合いで）AIに期待が寄せられ実用単位まで窓口を構えておられるので現場の方々と農家の皆様も大変なことでしょう。</p> <p>よくよくお考えとは思いますが汎用されているLLMなどで知財としての漏洩がされないよう（ちょっとした事でも漏洩のリスクはあるので）お取り組みいただければと思います。ふとしたことでシャインマスカットのようなことになると大変ですし（インバウンドで世界の人が多く流動的になっているので作為不作為に限らず（来ているのが日本人であってもそこから何か分らずおもてなしのつもりで漏らすような方がいないとは限らない辺りが悩ましいところです）。</p> <p>公表アピールで広まり定着するまで神経をすり減らす部分もあるかと存じますがお気をつけてお過ごしくださいませ。</p>	
29	II.3	<p>P11 AIの開発データやアルゴリズム等が知的財産 となり得ることを周知しつつ、農業特化型生成AIの開発及び社会実装に向けた取組を推進する</p> <p>とありますが、現状の農業従事者のことを考えると生成AIを活用することは情報漏洩のリスクになり得るのではないのでしょうか。</p> <p>我が国の知財を守るためにも、汎用生成AIを利用しない方向でご検討いただけないでしょうか</p>	
30	II.3	<p>資料の「農林水産省知的財産戦略2030案」の11ページに</p> <p>「データの活用の促進に向けては、AIの開発データやアルゴリズム等が知的財産となり得ることを周知しつつ、農業特化型生成AIの開発及び社会実装に向けた取組を推進するほか、WAGRIに搭載されるAPIの充実や利便性の向上等を通じて農業者のデータ活用を促進するとともに、農業関連データの共有や統一化を含めたデータ活用環境を整備する。」とありますが、この「農業特化型生成AI」とは一体どのような物なのでしょう？そもそもこれは今の農業に必要なのでしょうか？一体どのように活用される物なのでしょう？あまりにも不透明すぎるので、説明が欲しいです。</p> <p>また、昨今は生成AIによるディープフェイクによる情報汚染も問題になっております。場合によっては、日本の農林水産業の信用を損なう可能性もあると思います。いくらでも慎重になっても問題ないはずですが。開発を進めるにしても、それらの問題点を解決してからでも遅くないはずですが。</p>	
31	II.3	<p>資料に農業特化の生成AIとありましたが、国が対策を積極的に取ろうとしなかった結果、生成AIの評価は市井の間ではネガティブなものとなっているのはご存じでしょうか？基盤モデルにあるものが抱えている問題を考慮すればその開発については少なくない予算がかかるうえ、環境負荷も無視できない問題である以上、待ったをかけるべきではないかと思えます。</p> <p>現状の生成AIは多くの権利侵害の上に成り立つものであり、ウソや出鱈目を示す例も多く見受けられています。</p> <p>そんなものに専門知識を少なからず求められる農業の補助が出来るとはとても思えません。</p> <p>それこそ気象データなどと連携させて推論を行うタイプのAIで十分役目を果たせると思うし、そちらへの予算投入を優先すべきではないかと思われまます。</p> <p>一農業従事者、一納税者としては生成AIという技術は極めてリスクのあるものであると認識しているし、議論を十二分に行うべきなのではないでしょうか？</p>	
32	II.3	<p>資料にある農業特化型生成AIが不透明なので詳しい説明がほしいです。もしこれが海外製の生成AIをベースにしたものなら、著作権侵害や情報汚染などで使い物にならないどころか訴訟のリスクすら抱えてしまうことになります。そういった危険な面を考慮せずに使わせるのも無責任だと思います。</p> <p>新しい技術で誰でも一気に効率化は可能ならば大変喜ばしいですが、作物は一気に育ちませんし、収穫や流通もボタンで解決とは行かないはずですが。やらない人たちの妄想に拍手するのではなく、もう少し現実的な解決法と農家の方々に続けてもらえるような保証制度などを考えていただきたいです。</p>	

整理番号	該当箇所	御意見	御意見に対する考え方
33	II.3	<p>今回の案の中に農業に特化した生成AIが書かれているのですが、実用性がないのではないのでしょうか？</p> <p>生成AI特有のハルシネーション、所謂生成AIが間違った情報を出すことはChatGPTやGrokでさえあります。そんなものを頼りにすべきでしょうか？</p> <p>また、ベースとする生成AIのモデルは何にする予定ですか？生成AIは利用データの問題点から使用すると大きく信頼が揺らぐことがあり、それを踏まえどのモデルをベースにすべきかも明示すべきかと。</p>	
34	II.3	<p>本戦略が、農業現場のDX化・自動化・データ活用を促進する意欲的な方向性を示していることを高く評価いたします。特に、AIやIoTを活用したスマート農業技術の普及を通じて、生産性向上・労働力不足の克服・環境負荷低減などの課題に対応しようとする姿勢は、持続可能な農業の構築に不可欠なものと考えます。</p> <p>一方で、同分野での技術・データの流出リスクとその対策については、さらに踏み込んだ施策の具体化が求められると感じます。例えば、スマート農機によって収集される農地・作物データ、AIモデル、センサーロジックなどの情報は事業者の競争力の源泉であり、これらが適切に契約・権利管理されていなければ、海外や他社への不正流用の温床になりかねません。</p> <p>このため、1.共同開発時の知財契約支援、2.データ利活用に関する契約ガイドラインの法的明確化、3.知財専門人材の派遣制度創設等を進め、現場で知的財産を「守れる・使える」体制を具体的に構築すべきです。</p> <p>また、技術の進化が極めて速いAI分野では、法制度のタイムラグが企業活動の足かせとなるリスクもあります。したがって、政策としては、知財保護だけでなく、オープンな技術共有とのバランスを保ちつつ、柔軟な制度運用と不断の見直しを行う仕組みを制度設計の段階から内在させるべきです。</p> <p>今後、フードテックやスマート農業分野のイノベーションが地方創生や輸出促進にもつながるよう、戦略のさらなる深化と具体的な実施計画の公表を期待いたします。</p>	<p>ご意見を参考にさせていただき、農林水産業・食品産業の競争力を高め、「稼ぎ」の増大につなげていけるよう知的財産の戦略的な保護・活用に向けて取組んでまいります。</p>
35	II.3	<p>1次生産者のデータなどの知的な財産も含めデータ収集のための奴隷のような扱いをせず冷遇しないようにお願いします。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
36	II.4	<p>「有機農業へ移行した当初の農地は単収が低く不安定…」</p> <p>外国の真似をしたいのだろうが、日本の気候についてまったく考慮していない。</p> <p>高温多湿で病気も害虫も増えやすい日本では、化学農薬を一定量使い続けることは必要で、化学肥料がないと十分な食料が作れないから不安定である現実を受け止めるべき。</p> <p>さらに人手不足と農家の高齢化が進んでいることを理解しているのに、手間のかかる農業を推進していくとはどういうつもりなのか。</p> <p>日本の食料自給率を考えたら有機農業ではなく手間をかけずに収穫する方法に力を入れるべき。</p>	<p>有機農業は、環境と調和した農業を確立するとともに、海外依存度が高い化学肥料を使用しないため、国際情勢に左右されにくい農業生産体制の確立や、将来にわたる食料の安定供給、食料自給率の向上にも資するものです。</p> <p>一方で、有機農業は除草に手間がかかる、単収が安定しない等の課題もありますが、近年、安定的に生産できる技術や品目も出てきているところです。引き続き、除草ロボットなど有機農業に取り組みむことを容易にする様々なイノベーションを創出し、生産性の高い有機農業の展開を図る考えです。</p>
37	II.4	<p>「4. 地域・日本ブランド (3) 地理的表示 (G I) 保護制度の活用推進」について</p> <p>案の本文中には、「農林水産省としても、G I 保護制度の活用によるアピール力の強化に向け、G I 産品と食品・外食産業、観光業などの関連産業とのコラボレーションを推進しているところである。」などと記載があります。</p> <p>しかし、農水省にこのようなことが果たして本当にできるのか、極めて疑問であります。</p> <p>つきましては、「農林水産省としては、G I 保護制度の活用によるアピール力の強化をしたいものの、その能力に欠けるため、G I 保護制度については、経済産業省、つまりは特許庁に全般的に移管し、その上で、産品と食品・外食産業、観光業などの関連産業とのコラボレーションを推進したいと考えているところである。」という案に書き換えるべきだと思います。</p> <p>その理由としては、東京地裁令和3(行ウ)381号の判決及び知財高裁令和4(行コ)10002号の、いわゆる八丁味噌事件の経緯、顛末を考えてみればよいことです。</p> <p>裁判所は、同じ公務員ということで、農水省のマヌケぶりをカバーしておりましたが、一般国民からすると、極めて不当な判決であると考えます。</p> <p>名古屋近辺の業者から金員やサービス等の不当な、しかし、職務行為と直接は関係ない利益をもらっているのかもしれませんが、このようなヘマを平気でやるような省庁にはGIを取り扱う資格はないと考えるべきでしょう。速やかに、広く知的財産権（同様に審査が必要であることも共通していますね。）を取り扱う経済産業省へGIを移管することを望みます。</p>	<p>農林水産省としては、引き続きGI法に基づいた適切な審査を行うとともに、関係省庁との連携を進め、GI産品と関連産業とのコラボレーション等や関連施策の活用を通じた、GI産品のブランド価値の保護・向上と制度の国内外における認知・アピール力の向上に一層努めてまいります。</p>

整理番号	該当箇所	御意見	御意見に対する考え方
38	Ⅱ.4	日本ブランドを生かした海外展開の支援という施策自体には同意するが、ブランドに頼った取り組みである以上、商標取得はその前提であると思われる。一方で海外で日本産であると誤認混同を生じうる商標の冒認的な取得などが行われており、日本ブランドの品質表示機能や出所表示機能を果たしていない状態であるとの認識である。さらにはその根本となる遺伝子資源の保護をつかさどる種苗法も非常に使い勝手が悪い制度であり、実効性が薄い。従って、農林水産省からも、冒認商標無効化の制度充実（特に中国）の省庁レベルでの働きかけを行うことにより、個別の企業や自治体任せではない制度面からの支援を希望する。	農林水産省では、海外展開に向けた知的財産権の取得・行使に係る支援を行うとともに、海外における冒認商標に対しても対策の相談対応や支援事業を実施しています。引き続き、日本産品のブランド価値の保護・向上に向けた支援を実施してまいります。
39	Ⅱ.1	「収穫物の輸出だけでなく、戦略的な海外ライセンスといった…」 農家が収益を出す方法を作るのには賛成だが、日本の作物を日本人が食べられない状態になるのではないかと。 国内の需要が増える見込みがないから見捨てているようにしか見えない。 日本人はそのへんの草でも食ってろということなのか。	国内への食料供給が第一である中、国内の食料安定供給に向けては、多収化、省力化、スマート農業技術への対応等に資する品種の開発による生産性の向上や、気候変動等に起因する作物の高温障害や病害虫による品質や収量の低下の課題に対応した品種開発を進めることが重要です。このため、我が国品種の戦略的な海外ライセンスも活用し、海外から得た利益を品種開発に活用する知財サイクルを確立し、国内農業に還元していくことが重要と考えております。また、農林水産物・食品の生産額に対する輸出額の割合は現状2%程度であり、国内の人口減少が進む中で、国内への供給に加え、輸出等を通じた「海外からの稼ぎ」により、農業・食品産業の発展を図ることが重要と考えています。新たな食料・農業・農村基本法においても、「今後成長する海外の食市場を取り込み、農林水産物・食品の「輸出の促進」等により、海外から稼ぐ力を強化することで、農業生産の基盤、食品産業の事業基盤等の食料供給能力を確保する」こととしております。
40	Ⅱ.1	農林水産業は稼ぎではなく食糧確保を重視してやって頂きたい。	
41	Ⅱ.4	「国内の市場が縮小していく中、海外から「稼ぐ力」の強化に向け…」 国外への輸出ばかり気にかけての結果、国内の米不足と価格高騰が発生していることをわかっていない。	
42	Ⅱ.4	「外国人旅行者が過去最高を記録している現状を好機とし…」 外国人向けに販売することに集中した結果、日本人が入手できないか価格が高騰して手が出せない現状をわかっていない。 国内の消費を保護する案を追加しないのであれば賛成できない。	
43	Ⅱ.4	農村への外国人誘客促進には慎重になってほしい。モラルのなさから文化や日本を象徴する田舎の破壊がされかねない。 海外展開、海外客に魅力を広げる、海外から稼ぐという部分がメインになっていたが、日本人だって日本の美味しいもの、地方の魅力を知りたい。現在日本人が日本を旅行したり特産物を十分に楽しめるほど余裕も裕福さもなく、なのになぜ外国人ばかりに日本の食材や文化を提供しなければならないのか。文化も食糧も担い手はそもそも日本と日本人なので、2ページに『国内市場をもっぱらターゲットとしてきた（が、海外市場に目を向けるようにしたい）』とあるが、国内への目を疎かにはしてほしくない。 知的財産の保護は進めてほしいが、『知的財産＝必ずブランド化して稼ぐための道具』にはならないでほしい。『知的財産戦略』の話題であるから致し方ないのだが、活用を第一とせず守り継承していく（お金にならない）部分をどうか忘れなでほしい。	
44	Ⅱ.4	技術や種苗の流出と日本風の偽物の流通について 例えば果実の苗を盗んだ外国人が母国へ持ち帰り、無断で栽培し、日本の商品として販売すれば、それは違法になる。 では国内の農園の果実が窃盗被害にあい、犯人が盗んだ果実を加工して日本産の商品として販売（密売）するような場合の対策はどうなるのか。 法律で禁止されているかどうかと実行できるできないは別の話で、やろうと思えばできることだし、加工されたら盗品かどうか分からなくなってしまう。 種苗の漏洩と他国での無断栽培は早急に対処すべきだが、偽物の流通防止についても取り上げるのであれば上記のことも考えたほうがいいのではないかと。	ご意見として承ります。
45	Ⅲ.1	農林水産業は、どう土づくりをするか、いつどんな種をまくか、どう育てるかなど、個々の農家が開発・保有するノウハウのかたまりである。そこで、このようなノウハウの開発を促進し、他の農家への普及を図る知的財産権制度を構築するべきである。	ノウハウについては、不正競争防止法における営業秘密として保護することが可能となっている一方で、現場においては、ノウハウ保護の意識が不十分であることから、ノウハウの適切な保護・普及が図られるよう、現場における知識意識の底上げ及び支援体制の構築に取り組んでまいります。
46	Ⅲ.1	「他方、技術、データは、知的財産としての高い価値を有しており、これらの流出は…」 知的財産権が流出する原因の一つに「外国人の労働者を招き入れる」があるのではないかと。 手を付けやすい啓発なんて根本的な解決にならない。	知的財産の海外流出については、外国人労働者に限らず、様々な要因が考えられることから、本戦略においては、海外流出防止に向けた施策・制度の整備や推進のほか、それらを活用できるよう現場における知財意識の底上げや支援体制について記載しております。

整理番号	該当箇所	御意見	御意見に対する考え方
47	III.2	<p>公的研究機関における知的財産マネジメントに関し、農林水産知的財産戦略2025では、「バックキャスト」というキーワードを用いて、「農林水産業の現場等で活用されてこそその研究成果」であるとの基本的な考え方の下、「権利化・秘匿化・公知化等」の手法を含む知的財産戦略を研究企画段階から描き、研究成果の普及（社会実装）を行うこととされていた。また、研究成果に係る知的財産権については、発明時における「権利化・秘匿化・公知化」や特許開放、独占的実施許諾等の多様な選択肢から社会還元観点で最適な手法を採用することとされていた。すなわち、研究成果の普及・社会実装・社会還元という目的を達成するために、その手段として研究企画段階から戦略を描き、活用段階でも多様な選択肢から選択することとされていた。</p> <p>一方、農林水産知的財産戦略2030案では、そのIII.2（2）において、公的研究機関では開発した品種・技術等の知的財産を広く普及してきたがオープン・クローズ戦略の実践が必要とされ、知的財産を含む研究成果を広く普及するという公的研究機関としての目的が修正されているようにも見える。</p> <p>この点、公的研究機関としての目的が修正されていないようであれば、誤解が生じないように修正するのはどうか。</p> <p>例えば、公的研究機関としての目的である研究成果の普及を達成するために手段として知的財産マネジメントを行うという枠組みは変わらないが、その枠組みの中で、権利化・秘匿化・公知化等を含む多様な選択肢から最適な手段を選択するに当たり、日本の水産事業者の「稼ぎ」を拡げる（例えばそのために海外流出を防ぐ）ためにオープン・クローズ戦略を知的財産戦略に意識的に盛り込む、といったような流れが考えられる。</p>	<p>研究成果を普及（社会実装）することが公的研究の目的であることは、農林水産省知的財産戦略2025から変わっていません。ご指摘の箇所は、海外流出等の防止を念頭に、我が国の農林水産業・食品産業の競争力強化に資する形となるよう、オープン・クローズ戦略を踏まえた知財マネジメントが望まれるという趣旨です。</p> <p>ご指摘を踏まえ、次の通り修正しました。</p> <p>「今後は、過去の経験に鑑み、研究成果が我が国の農林水産業・食品産業の競争力強化に資する形で社会実装されるよう、技術の流出を防止するためにクローズドにする領域と、他者に活用させるためにオープンにする領域を戦略的に形成する知的財産マネジメントを、公的研究機関においても実践していく必要がある。」</p>